

「健康宣言」取り組み項目一覧表

【健康経営優良法人2018(中小規模法人部門)の認定基準、認定基準解説書(2017年度版)より抜粋】

		具体例	実施する内容例
従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	・経営者と従業員全員が定期健康診断を受診 ・健康診断又は再診に要する時間(巡回健診等事業場で行う場合も含む。)の出勤認定や特別 休暇認定
		②受診勧奨の取組	・休日等に健診、再検査等を受診した際の出勤認定又は有給の特別休暇の付与 ・がん検診等、任意検診の費用補助 ・定期健康診断の結果、精密検査や治療が必要と判定された従業員の受診勧奨
		③ストレスチェックの実施	・ストレスチェックを実施し、メンタル不調者のない職場づくりを推進
	対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	・実施主体を明確にした安全衛生計画、健康増進計画を策定 「対象者への個別勧奨により今年度の精密検査の受診率を 100%にする。担当:人事部」 「禁煙プログラムへの参加者数を昨年比で 10%増加させる。担当:総務部」 「今年度の所属部署の従業員の有休取得日数を年間平均3日増やす。担当:各部署責任者」
健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	【研修による場合】 ・従業員向け禁煙セミナー ・管理職向けのメンタルヘルスラインケア講習実施 ・保険者などが派遣する講師による食生活改善講座 【定期的情報提供による場合】 ・朝礼において衛生管理者等の担当者から健康づくりについて説明 ・回覧による健康課題の周知(感染症周知等)
	ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	・定時消灯日・退出日の設定 ・業務繁忙に対応した休業日の設定 ・超過勤務時間の削減を管理職の評価項目に設定 ・年次休暇取得の目標設定
	職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	・業界団体が開催するイベントへの参加 ・執務室におけるフリーアドレス(固定席の廃止)の導入 ・年1回の社員旅行 ・家族同伴の社内運動会 ・社内歩数競争による日々のコミュニケーション増加
	病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑩以外)	
従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	・産業医、保健師等による保健指導の実施 ・特定保健指導実施時間の出勤認定、特別休暇認定 ・保険者による特定保健指導の実施支援(特定保健指導実施場所の提供等)
	健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み	・健康に配慮した仕出し弁当の利用促進や社員食堂における健康メニューの提供 ・社員食堂における栄養素やカロリー情報の表示 ・自動販売機の飲料の内容を低糖・低カロリーのものに変更 ・朝食の提供
		⑪運動機会の増進に向けた取り組み	・徒歩や自転車での通勤環境の整備 ・日々のラジオ体操やストレッチの実施 ・フィットネス利用料の会社負担 ・クラブ活動の促進 ・従業員対抗歩数競争
		⑫受動喫煙対策に向けた取り組み	・敷地内禁煙、屋内禁煙 ・建物内完全分煙 ・非喫煙場所にたばこの煙 や臭いが漏れないよう措置
	感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	・予防接種時間の出勤認定 ・予防接種実施場所の提供 ・風しんやインフルエンザ等の予防接種の費用負担 ・感染者の出勤停止や特別休暇認定制度の設置 ・アルコール消毒液の設置やマスクの配布
	過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	・過重労働防止計画の中に具体策について記載している ・組織として、過重労働防止に向けた対応策を策定し、実行している 「超過勤務時間が月 100 時間を越える労働者に対して、本人の申出の有無にかかわらず産業 医面接指導を受けさせる」 「命令時間以降残っている従業員には管理職が必ず早期帰宅の呼びかけを実施する」等
メンタルヘルス対策	⑮不調者への対応に関する取り組み	・組織として、メンタルヘルス不調者に向けた対応策をあらかじめ策定し、対象者がいる場合には、実行している 「対象者には定期的な医療関係者(第三者)面談を実施」 「対象者の復帰時は医師の意見を聞いて、適宜状況に合わせて支援することとする」 「対象者の復帰時に当たっては、短時間勤務、業務制限等、配慮をすることとする」等 ・相談窓口の設置 「外部の相談窓口と契約し、当該窓口の利用を促している」	